

大阪市監査委員 森 伊 吹
同 森 恵 一
同 岡 田 妥 知
同 福 田 武 洋

令和 6 年度監査委員監査結果報告の提出について

(物品管理 [物品現在高調査] に関する事務)

地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 199 条の規定による監査を実施し、その結果に関する報告を以下のとおり決定したので提出する。

第 1 大阪市監査委員監査基準への準拠

本監査は、大阪市監査委員監査基準に準拠して実施した。

第 2 監査の種類

地方自治法第 199 条第 1 項及び第 5 項の規定に基づく財務監査

第 3 監査の対象

1 対象事務

物品管理（物品現在高調査）に関する事務

- ・ 主に直近事業年度及び進行事業年度を対象とした。

2 対象所属^(注)

会計室、北区、中央区、西区、天王寺区、城東区、鶴見区、阿倍野区、副首都推進局、計画調整局、健康局、消防局、行政委員会事務局及び市会事務局

(注) 会計室は、物品管理に関することを所管する所属として対象所属とした。また、実地調査は、監査において選定した 13 所属 (27 部署) に対して、当該所属の令和 5 年度末時点の物品台帳から任意で抽出した物品 10 点程度 (計約 290 点) について現物照合を行った。調査期間は令和 6 年 7 月 16 日から同年同月 31 日まで。

実地調査を実施した所属 (担当)

北区役所 (総務課・地域課)、中央区役所 (総務課・市民協働課)、西区役所 (総務課・地域支援課)、天王寺区役所 (企画総務課・市民協働課)、城東区役所 (総務課・市民協働課)、鶴見区役所 (総務課・市民協働課)、阿倍野区役所 (総務課・市民協働課)、副首都推進局 (総務担当)、計画調整局 (総務担当・都市計画課)、健康局 (総務課・生活衛生課・保健所管理課 [保健衛生検査所含む。])、消防局 (総務課・警防課・高度専門教育訓練センター)、行政委員会事務局 (総務課・選挙課)、市会事務局 (総務担当・議事担当)

第4 監査の着眼点

監査の実施に当たり、重要リスク及び監査の着眼点を次のとおり設定した。

重要リスク	監査の着眼点	監査の結果
(1) 物品管理が適切に行われず、本市に損害が生じるリスク	ア 物品管理（現在高調査）に関する規程、マニュアル等は適切に整備され運用されているか。	指摘事項1 指摘事項2 指摘事項3
	イ 会計室は、一般会計等に属する物品について、前回の監査結果等を踏まえた上で所属の管理状況を適切に監理しているか。	—

(注) 監査の結果欄の「—」の項目については、今回の監査の対象範囲において試査等により検証した限り、指摘に該当する事項が検出されなかったことを示すものである。

第5 監査の主な実施内容

監査手続は試査を基本とし、質問・閲覧等の手法を組み合わせ実施した。

第6 監査の結果

第1から第5までの記載事項のとおり監査した限り、重要な点において、監査の対象となった事務が法令に適合し、正確に行われ、最少の経費で最大の効果を挙げるようにし、その組織及び運営の合理化に努めていることがおおむね認められた。

ただし、是正又は改善が必要な事項は以下のとおりである。

1 健康局における専門図書の管理について改善を求めたもの

大阪市会計規則（昭和39年第14号）第101条において、局長等は、毎年度末における所管物品の現在高を調査し、現在高調査表を作成しなければならない旨が定められており、現在高調査の実施に当たっては、毎年度、会計室から各所属へ、当該事務の根拠や調査対象、調査手順や具体的な調査方法が通知されている。

また、会計室作成の「物品管理マニュアル（令和5年3月）」によると、物品は、金銭と同等の価値をもつものであることから、物品に関する事務に従事する職員及び物品を使用する職員は、その重要性を認識し、物品の管理、出納保管、使用を、慎重かつ的確に行わなければならないと記載されている。

さらに、健康局における医療分野の専門図書については、同局作成の「医学図書・専門誌購入等事務処理要領（以下「要領」という。）」に基づき、購入事務は、健康局総務部総務課（以下「総務課」という。）で行うことを基本とし、購入した専門図書は各利用部署において管理することとされている。

今回の監査において、健康局保健所管理課（以下「管理課」という。）が所管する物品のうち、専門図書「ネルソン小児科学」について現物の確認ができなかった。

管理課に経過を確認したところ、要領において、「新版の出たもの」は廃棄するよう基準が定められており、当該専門図書については、新版を平成28年2月25日に購入していることから、

平成 29 年度頃に廃棄したものと思われるが、詳細は不明であるとのことであった。

当該事実を受け、管理課が所管する他の専門図書の管理状況を確認したところ、令和 5 年度末時点で所管する専門図書 306 冊のうち、上記の「ネルソン小児科学」を含めた 126 冊の所在を把握できていないことが判明した。

また、健康局では、要領に基づき、各課で利用する専門図書を総務課で一括購入した場合、暫定的に総務課所管の物品として登録した上で管理しているが、令和 5 年度末時点で総務課が所管する専門図書のうち、管理課が利用部署として登録されている 66 冊について確認したところ、15 冊の所在を把握できていなかった。

管理課によると、専門図書は、医師職の職員が他部署での業務時や学会参加時など業務上持ち出すことが多いが、所属として持ち出し状況を把握できる仕組みを構築していなかったとのことであり、それらの専門図書の所在を把握できていなかった。

また、物品の管理は所管部署が管理責任者であり、物品台帳への登録や物品台帳の情報の出力は利用部署ではできないため、総務課は一括購入した図書について速やかに保管換を実施すべきであったところ、令和 2 年度以降は新型コロナウイルス感染症に係る対応等の繁忙により保管換が行われておらず、それらの管理については利用部署である管理課に任せきりとなっていた。

両部署とも、上記の専門図書について、毎年度末に実施する現在高調査において、現物の確認を実施していなかったが、現在高があるものとして、健康局の物品担当課である健康局総務部経理課へ、現在高調査の結果を報告していた。

これは、物品管理の重要性の認識や、現在高調査においては、物品台帳に記録された物品と現物の照合を実施する必要があるという認識が不十分であったことが主な原因である。

現状では、資産の紛失等を発見できず本市に損害が生じ、市民の信頼を損なうリスクがある。したがって、次のとおり指摘する。

[指摘事項 1]

1. 健康局は、専門図書について保管換の手続を実施し、実在場所を把握できていないものは実在場所を調査した上で、台帳等を整理されたい。あわせて、今後同様の事態が起らないよう、専門図書の所在等を把握し適切に管理する仕組みを構築し、運用されたい。
2. 健康局は、現在高調査について、第三者的な立場の職員を立ち合わせるなど、有効に実施するための手法を検討した上で、物品管理の重要性と定められた手続を改めて周知し、実施されたい。

2 行政委員会事務局における物品台帳と実態の乖離について改善を求めたもの

本市では、大阪市会計規則に基づき、備品として管理すべき物品について、その受入・移動・情報変更を財務会計システムに記録する方法により管理することとしている。

今回の監査において、行政委員会事務局総務部総務課が所管する「パーテーション」は、物品台帳上「4連」との表記があったが、4つのうち1つについて現物の確認ができなかった。

行政委員会事務局によると、4つのうち1つは過年度に廃棄したものであると思われるが、詳細は不明であるとのことであった。

さらに、当該パーテーションは2か所に分かれて保管されていたが、物品台帳上、保管場所として1か所の情報しか記録されていなかったことから、現在高調査の際にはその1か所にある現物を確認するのみで、もう1か所で保管していたパーテーションは今回の監査をきっかけに所在が分かり、これまでの現物確認が十分でなかったことが判明した。

これは、一体として管理していた物品に関して、その物品の一部について保管場所等を変更した際など、登録当初と異なる形で管理することになった段階で当該情報を記録すべきところ、物品台帳が時点更新されず、構成物品の詳細が十分に引き継がれなかったことが原因である。

現状では、資産の紛失等を発見できず本市に損害が生じ、市民の信頼を損なうリスクがある。したがって、次のとおり指摘する。

[指摘事項2]

行政委員会事務局は、複数の物品で構成されている所管物品について、本件と同様の状況となっていないか改めて確認し、実態と合った物品台帳となるよう必要に応じて整備した上で、日常の管理や現在高調査を漏れなく実施できるよう仕組みを構築し、運用されたい。

3 市会事務局における物品管理について改善を求めたもの

本市では、大阪市会計規則に基づき、備品として管理すべき物品について、その受入・移動・情報変更を財務会計システムに記録する方法により管理することとしている。

また、毎年度の現在高調査の実施に際して、会計室から各所属へ「備品登録・廃棄漏れの物品がないか確認」するよう通知されている。

今回の監査において、市会事務局に対する実地調査を実施したところ、備品（取得価格5万円以上）と見受けられる机（図表－1参照。以下「本件机」という。）が、物品台帳に登録されていないことが判明した。

市会事務局に確認したところ、数十年前に市役所本庁舎の建替工事を実施した際に設置されたものと思われるが、取得経過や取得価格などの文書が残っておらず、詳細がわからないため、備品として管理すべきかどうか所属として判断されないままとなっていたとのことであった。

図表－1 本件机（市役所本庁舎8階市会運営委員会室）



これは、詳細不明の物品の取扱いに苦慮した結果、整理が先送りになっていたことが主な原因である。

現状では、本市が保有する財産を正確に明示できないリスクがある。
したがって、次のとおり指摘する。

[指摘事項3]

市会事務局は、物品管理の重要性を踏まえた上で、本件機の取得経過や取得価格について改めて調査し、必要に応じて会計室に相談しながら、備品として管理するか等、所属として対応方針を決定し、方針に基づき適切に管理されたい。

第7 その他

本監査は、令和4年度監査委員監査（物品管理等に関する事務）において、複数の所属で現在高調査に関する不備が見受けられたことを受け、改めて、各所属の現在高調査の実施状況等について監査を実施したものである。

個別具体的に改善を求める事項については上述のとおりであるが、その他、留意すべき事項として次のとおり記載する。

留意すべき事項

1 複数で構成される物品について

指摘事項2に記載した事例のように、受け入れたときは一式又は一体と考えていた物品であっても、時間の経過により、一部、保管換や廃棄等が行われた場合、個別の物品に係る経過等の情報が引き継がれず、管理すべき物品の詳細が不明となるおそれがある。

各所属において、物品は、管理できる最小の単位で物品台帳に登録されたい。

また、やむを得ず複数の物品を一式又は一体として登録する場合は、その構成物品の名称や数量、所在場所等の情報を明示し、当該情報に変更があった際は正確に記録を残すなど、保管の状況を適切に管理できるよう取り組まれない。

2 効率的かつ確実な物品管理について

現在高調査に関しては、令和4年度監査委員監査に続き、今回の監査においても不備が検出されており、その根底には、職員の物品管理の重要性に関する認識が十分でないという共通課題があると考えられる。

物品は、金銭と同等の価値をもつものであることから、各所属は、職員一人ひとりがその重要性を十分認識した上で、毎年度の現在高調査を主体的かつ確実に実施できるよう取り組まれない。

会計室は、物品管理に関する通知やマニュアル、研修の内容を工夫するなどにより、職員の意識向上につながるよう、引き続き各所属を支援されたい。

一方で、今回の監査において実地調査対象となった複数の所属から、管理対象となる物品数が多く、限られた期間で現在高調査を実施しなければならないことが負担になっているとの意見もあった。

管理する物品数については、各所属・各部署で多寡があり、現在高調査の負担感も異なると考えられる。

しかし、今後、生産年齢人口の減少に伴う労働力の不足が想定され、本市も例外ではない中で、持続可能な行政運営を行っていく必要があり、物品管理もより効率的に実施していくことが求められる。

会計室は、各所属での物品管理や現在高調査の実態を把握の上、社会状況の変化やIT・IoTの進展なども考慮し、より効率的かつ確実な物品管理の手法等を模索されたい。